

令和6年第4回美馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月26日(金)午後2時～

2. 開催場所 美馬市役所北館1階101, 102会議室

3. 出席委員

1番 美馬 英二	12番 河野 弘彦
2番 逢坂 利人	13番 尾方 隆子
3番 佐藤 貞男	14番 河野 耕八郎
5番 竹田 勝一	15番 小田 一夫
6番 黒川 邦晴	16番 長浦 勝幸
7番 藤本 尚人	17番 安達 英雄
8番 谷 富廣	18番 藤岡 由信
9番 大久保 孝雄	19番 村上 一好
11番 蔭山 勝利	

4. 欠席委員

4番 天毎木 孝利	10番 原田 政憲
-----------	-----------

5. 事務局

局長 中津 圭二	
局長補佐 原田 佳明	
局長補佐 大久保 政博	

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について

第4 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

第5 議案第16号 非農地証明願について

第6 議案第17号 令和6年度第1期農用地利用集積計画について(諮問)

第7 議案第18号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について

第8 報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 会議の概要

	開会 午後2時
事務局長	それでは、ただ今より、令和6年第4回美馬市農業委員会総会を始めさせていただきます。本日、欠席する旨の届出のありました委員は、4番天毎木委員、10番原田委員の2名です。只今の出席委員は17名であり、定足数に達しておりますのでご報告いたします。それでははじめに、河野会長からご挨拶をいただきたいと思います。
会 長	【会長挨拶】
事務局長	議長につきましては、会議規則第6条に基づき、会長が総会の議長として、議事を整理していただきますので、よろしくお願い致します。
議 長	それでは早速でございますが、会議を始めさせていただきます。着座にての進行とさせていただきます。 日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、いつもの例のように議長の指名でよろしいか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。それでは、6番 黒川委員、7番 藤本委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。 次に、日程第2、議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。今回、3条申請は11案件でございますが、これらの申請については、法定の添付書類は整っております。 議案書1ページをお開き下さい。 番号1です。申請地は、美馬町字中通●●。地目は、畑。面積は、99㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。申請者は、現在、農地を所有しておりません。通作距離は、30mで、稼働人員は2人となっております。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、重清郵便局の南西●●に位置する農地であります。 番号2です。申請地は、美馬町字西沼田●●。地目は、畑。面積は、383㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。耕作面積は、17,873㎡。通作距離は、300mで、稼働人員は2人となっております。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、果樹や季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載の

とおりです。申請地は、池月公園の南●●位置する農地であります。

番号3です。申請地は、美馬町字七反地●●。地目は、田。面積は、1,037㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。申請者は、現在、農地を所有しておりません。通作距離は、3kmで、稼働人員は1人となっています。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、旧郡里小学校の南東●●に位置する農地であります。

番号4です。申請地は、美馬町字中道南●●。脇町田上字東田上●●の農地です。地目等の詳細は記載のとおりです。面積は合わせて、4,152㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は、●●であります。耕作面積は、17,775㎡。通作距離は、2kmから7kmで、稼働人員は2人となっています。この農地は、●●間の贈与による譲受けとなります。農地取得後は、水稻や季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地、中道南●●は、社会福祉法人、蓬萊会ケアプラザ美馬の南東●●に位置する農地で、東田上●●の農地は、田上集会所●●に位置する農地です。

2ページをお願いします。

番号5・番号6は、関連案件となりますので、一括して説明させていただきます。これらの2案件は譲渡人が同じであり、平成23年に相続により取得した農地であります。譲渡人は●●であり、こちらに帰ってくる予定はないことから、農地の管理に苦慮していたところ、2名の方と売買の話がまとまり、申請に至ったものです。番号5の申請地は、美馬町字上中野●●。番号6は、美馬町字上中野●●です。地目等の詳細は、それぞれ記載の通りです。面積は3筆合わせて、1,655㎡であります。譲渡人は●●。番号5の譲受人は、●●、番号6は、譲渡人●●です。通作距離、稼働人員、農機具の所有状況はそれぞれに記載のとおりです。番号5は、山菜やサトイモ、番号6は、大豆を作付けする予定です。申請地は、中野集会所●●に位置する農地です。

番号7です。申請地は、脇町大字北庄字大井手●●。地目は、田。面積は、305㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。耕作面積は、169㎡。通作距離は、500mで、稼働人員は1人となっています。この農地は、贈与による譲受けとなります。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、北庄団地の南東●●に位置する農地です。

番号8です。申請地は、脇町字曾江名●●。地目は、田。面積は、605

	<p>m²であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。申請者は、現在、農地を所有しておりません。通作距離は、50mで、稼働人員は3人となっています。この農地は、贈与による譲受けとなります。農地取得後は、季節野菜の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、脇町インターチェンジの北、●●に位置する農地です。</p> <p>番号9です。申請地は、脇町字拝原●●。地目等の詳細は、記載のとおりです。面積は合わせて、3,366m²であります。譲渡人は、●●。譲受人は●●であります。</p> <p>耕作面積は、10,039m²。通作距離は、800mで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、水稻や麦の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、脇町インターチェンジ●●に位置する農地です。</p> <p>番号10です。申請地は、脇町字拝原●●。地目は、畑。面積は、1,005m²であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。耕作面積は、23,254m²。通作距離は、3kmで、稼働人員は2人となっています。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、ブロッコリー等の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、拝原処分場の北●●に位置する農地です。</p> <p>番号11です。申請地は、穴吹町穴吹字庄田●●。地目は、田。面積は、451m²であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。耕作面積は、5,076m²。通作距離は、200mで、稼働人員は3人となっています。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、ブロッコリー等の作付けを行うこととしております。農機具の所有状況は、議案書に記載のとおりです。申請地は、穴吹スポーツセンターの東●●に位置する農地です。</p> <p>以上、これらの11案件は、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。農地法第3条の規定による許可申請についての概要説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。番号1は、7番藤本委員お願いします。</p>
7番 藤本委員	<p>7番藤本です。4月18日、現地確認いたしました。この案件の農地は、見たところ譲受人の土地からしか進入路が無く、長年耕作されず放置され草木が生い茂っている状況です。今回、譲受人が畑として耕作目的で取得するという事で周辺農地に与える影響もなく、問題ないと考えます。ご審議よ</p>

	ろしくお願ひします。
議 長	番号2は、16番長浦委員お願ひします。
16番 長浦委員	16番長浦です。4月24日、現地確認いたしました。現地は、50cm程の雑草が生えておりました。譲受人●●から距離も近いので、家庭菜園的なものに利用するのだと思われまゝ。特に、問題となることはありません。ご審議よろしくお願ひします。
議 長	番号3は、2番逢坂委員お願ひします。
2番 逢坂委員	2番逢坂です。4月24日、現地確認いたしました。現地は、きれいに耕運もされており、特に問題ないと思われまゝ。ご審議よろしくお願ひします。
議 長	番号4の●●について、6番黒川委員お願ひします。
6番 黒川委員	6番黒川です。昨日、現地確認いたしました。水稻を作付けする計画としておりますが、現地は10cm程度の草が生えていますが、肥料等を施し耕運すれば、すぐに作付け出来る状況にあります。特に問題ないと思われまゝ。ご審議よろしくお願ひします。
議 長	番号4の●●について5番竹田委員お願ひします。
5番 竹田委員	5番竹田です。現地確認いたしましたところ、東田上の農地は、高速道路の●●に位置するのですが、現状は、あまり耕作されておりませんが、農地の保全管理はされておるようです。特に問題ないと思われまゝ。
議 長	番号5、番号6は、9番大久保委員お願ひします。
9番 大久保委員	9番大久保です。4月19日、現地確認いたしました。申請地は、山間地域であり山菜を作るとのことですが、事務局説明のとおり問題ないと思われまゝ。私としては、一日も長く、耕作を続けてほしいなあという思いで現地確認させていただきました。どうぞ、ご審議よろしくお願ひします。
議 長	番号7は、1番美馬委員お願ひします。
1番 美馬委員	1番美馬です。昨日、現地確認いたしました。草刈なども行われており、何ら問題ないと思われまゝ。ご審議よろしくお願ひします。
議 長	番号8、番号9は、15番小田委員お願ひします。
15番 小田委員	15番小田です。4月23日、現地確認いたしました。番号8については、現状も耕作が行われており、特に問題はありまゝ。番号9は、譲受人は、多くの農地を預る農業者でありますので、適切に農業を行なっただけだと思いますので、何の問題もありません。ご審議よろしくお願ひします。
議 長	番号10は、12番河野委員お願ひします。
12番 河野委員	12番河野です。譲渡人は、●●自身が所有する●●の実家と農地の管理をすることに大変苦勞をされておるようです。また、譲受人は、実家が申請地の近くにあり、実家近くの農地でブロッコリー等を栽培しており、実家近

	<p>くで家を探していたところ、譲渡人の家と農地を合わせて買うという話がまとまったようです。申請農地は、●●家と一緒に農地を取得することで、譲受人がより一層農業に取り組んでいただけることと思います。譲受人は、地域農業を牽引する認定農業者です。委員の皆様にもご支援をお願いいたします。以上、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>番号11は、17番安達委員お願いします。</p>
17番 安達委員	<p>17番安達です。4月21日、現地確認いたしました。この農地につきましては、以前から譲受人が預かって、たくさんの野菜等作付けをされておりました。譲渡人も、今後農業を行う見込みもないということで、今回売買に至ったものですので、問題はありません。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ご報告ありがとうございます。これから、討議に移らせて頂きたいと思えます。今回の3条申請においては、議事参与の制限の対象となる案件が、1件ございます。そのため、議事参与の制限の対象となる審議案件を先に、ご審議いただきまして、その後、残り10案件についてのご審議をいただくという順番として、よろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議無しの声)</p>
議 長	<p>それでは、議事参与の制限の対象となりますのは、番号9の●●番●●委員であります。●●委員の退室を求めます。当該案件の審議が終了次第、入室して頂きますので、よろしく申し上げます。小休いたします。</p>
	<p>(●●番●●委員退室)</p>
議 長	<p>再開します。それでは、番号9の案件につきましても審議を行いません。何かご意見ご質疑ございませんでしょうか。</p>
委員一同	<p>(意見無し)</p>
議 長	<p>お諮りいたします。それでは、番号9の許可申請について許可することに、ご異議はございませんか。</p>
委員一同	<p>(異議無しの声)</p>
議 長	<p>異議なしと、認めます。よって、番号9の許可申請については許可することと決定いたします。●●番●●委員の入室を認めます。小休します。</p>
議 長	<p>それでは、小休前に戻りまして、再開いたします。番号9の許可申請については、許可することと決定いたしましたので、ご報告をいたします。続きまして、残り10案件についての討議を行いません。何かご意見ご質疑は、ございませんでしょうか。</p>
委員一同	<p>(意見無し)</p>
議 長	<p>お諮りいたします。それでは、残り10案件の許可申請について許可することに、ご異議ございませんか。</p>

委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、残り10案件につきましても許可することと決定いたします。以上により、議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請11案件、すべて許可することと決定いたします。
議 長	次に、日程第3議案第14号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局からの説明を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請についての説明をさせていただきます。議案書の4ページをお願いいたします。この4条申請については、法定の添付書類は整っております。</p> <p>番号1です。転用場所は、脇町大字猪尻字西上野●●。地目等の詳細は、記載のとおりです。面積は合わせて、86㎡であります。転用者は●●であります。当該案件は、後ほど、議案第15号でご審議を頂く、5条申請案件の6ページの番号6・番号7の関連案件となります。後ほどの5条申請において、申請地に隣接する農地、●●において、●●が居宅を建築するため進入路が必要であることから、権利持分2分の1を提供し、残りの持分2分の1を自身はその奥に所有する農地、西上野●●への進入のため保持し、共有持分とするものです。なお、工事についても共同施工いたします。造成計画としまして、最大約表60cm程度の切下げを行ない碎石を敷設します。雨水は、自然浸透とします。申請地は、徳島県西部農業共済組合西部支所の北●●に位置する農振農用地指定のない農地、白地であり、農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p>
議 長	それでは、現地確認報告を求めます。1番美馬委員お願いします。
1番 美馬委員	1番美馬です。昨日、現地確認いたしました。対象地の東側は、市道となっておりますが、その間に、幅が広く深い水路がございますが、ただ、その間には4m程の床版橋が架かっておりましたので進入についても問題ないと思われまます。その他も問題ないと思われまますので、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	ご報告ありがとうございました。これから、討議に移らせて頂きたいと思ひます。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。
委員一同	(意見無し)
議 長	お諮りいたします。許可相当とすることに、ご異議ございませんか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第14号農地法第4条の規定による許可申請につきましては、許可相当と決定し県へ意見書を送付いたします。

議 長	次に、日程第 4、議案第 1 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局からの説明を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>議案第 1 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 1 案件の説明をさせていただきます。この 5 条申請については、法定の添付書類は整っております。議案書の 5 ページをお願いいたします。</p> <p>番号 1 です。転用場所は、美馬町字宮前●●。地目は、田。面積は、8 7 7 m²であります。譲渡人は●●、譲受人は、●●であります。資材置場の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。申請理由としまして、譲受人は、砂利採取業を営んでおり、事業の拡大に伴い、資材の量が増え、また、大型車の搬入・搬出もあるため現在の敷地では手狭となったことから申請地と併せて利用するものです。所有する資材の状況は、議案書に記載のとおりです。造成計画としまして、周囲にコンクリートブロックを設置し、砂等の流出を防止します。雨水は、敷地内で、自然浸透とします。申請地は、四国三郎の郷の北東●●に位置する農振農用地指定のある農地であります。農振除外がなされております。農地区分は、第 1 種農地と判断をされますが、不許可の例外規定による既存施設の拡張に該当いたします。</p> <p>番号 2・番号 3 です。関連案件でございますので、一括してご説明させていただきます。番号 1 の転用場所は、美馬町字大久保●●。番号 2 は、大久保●●です。これらの申請地は、●●であり、低圧太陽光発電施設をそれぞれに設置するものです。地目、面積等の詳細は記載のとおりです。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。非フィットによる低圧太陽光発電施設の設置に伴う、所有権移転による転用申請です。パネル枚数は異なりますが、計画は同じであり、現況地盤のまま、整地を行ないます。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。施設の管理は、年 2 回程度の草刈りを行ないます。申請地は、旧切久保小学校の南●●に位置する農振農用地指定のある農地であります。農振除外がなされております。農地区分は、第 2 種農地と判断をされます。</p> <p>番号 4 です。転用場所は、脇町野村字宮ノ下西●●。地目は、田。面積は、7 0 7 m²であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。申請人は●●工務店を営んでおります。現在、自宅を事務所の一部として利用しておりますが、手狭となったことから、この度、申請地に事務所及び倉庫、駐車場を整備するため転用申請に至ったものです。造成計画として、表土を約 1 5 c m 程度すきとり、碎石を敷設します。事務所は、木造平屋建、建築面積 8 1. 2 2 m²であります。取水は市営上水道を利用します。汚水は、合併処</p>

理浄化槽で処理したのち、南側に隣接する市道側溝に放流します。雨水も同様とします。このことについては、管理者である市都市政策課と協議済みです。申請地は、美馬警察署脇町野村駐在所の南●●に位置する農地で、農振農用地指定外の白地であり、農地区分は、第2種農地と判断をされます。

番号5です。転用場所は、脇町大字脇町字町南●●。地目は、畑。面積は、467㎡であります。賃貸借による転用申請です。貸人は●●。借人は●●であります。こちらの案件は、平成23年、貸人より農地を借り受け、市が道の駅アイランドうだつの大型観光バス駐車場を整備しましたが、当時において、農地転用手続きを行なっていないことが判明したため、追認許可申請に至ったものです。申請に際し、連名による始末書が提出されております。申請地は、道の駅アイランドうだつに●●で、農振農用地指定外の白地であり、農地区分は、第3種農地と判断をされます。

番号6です。こちらの案件は、先ほどご審議を頂きました議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請、番号1の関連案件です。転用場所は、脇町大字猪尻字西上野●●。詳細は、記載のとおりです。譲渡人は●●。譲受人は、●●であります。先程、議案第14号で、ご説明いたしましたとおり、譲受人、●●居宅を建築するに際し、進入路を譲受人と共有により整備し、共有持ち分とするものです。

番号7です。転用場所は、脇町大字猪尻字西上野●●。地目等の詳細は、記載のとおりです。面積は合わせて、290.55㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。居宅の建築に伴う、所有権移転による転用申請です。造成計画としましては、表土を20センチ程度すき取り、山土で埋戻し転圧整地します。周囲は、コンクリート擁壁を設置します。居宅は、木造二階建、建築面積96.88㎡であります。取水は市営上水道を利用し、汚水は、合併処理浄化槽により処理したのち、申請地の東側に隣接する市管理の水路へ放流します。雨水も同様とします。申請地は、徳島県西部農業共済組合西部支所の北●●に位置する農振農用地指定のない農地、白地であり、農地区分は、2種農地と判断をされます。

番号8です。転用場所は、脇町字西赤谷●●。地目は、田。面積は、193㎡であります。賃貸借による転用申請です。貸人は●●。借人は●●であります。資材置場の設置に伴う転用申請です。申請人は、建設業を営んでおり、資材置場が手狭となっている状況から申請に至ったものです。現に保有する資材は、議案書記載のとおりです。造成計画としまして、良質土により約50cm程度の盛土を行ないません。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。申請地は、江原南小学校の東●●に位置する農振農用地指定のある農地であります。農振除外がなされております。農地区分は、第

	<p>2種農地と判断をされます。</p> <p>番号9です。転用場所は、脇町字拝原●●。地目は、田。面積は、48㎡であります。賃貸借による転用申請です。貸人は●●。借人は、●●であります。資材置場の設置に伴う転用申請です。申請人は、建設業及びリフォーム業を営んでおり、事業拡大のため資材置場が必要となり申請に至ったものです。現に保有する資材は、議案書記載のとおりです。造成計画としまして、周囲は既存コンクリート擁壁に囲まれており、整地のみを行いません。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。申請地は、脇町インターチェンジの西●●に位置する農振農用地指定のある農地であります。農振除外がなされております。農地区分は、第3種農地と判断をされます。</p> <p>番号10です。転用場所は、脇町字拝原●●。地目は、田。面積は、552㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。居宅の建築に伴う、所有権移転による転用申請です。造成計画としましては、表土を20センチ程度すき取り、周囲に新設L型コンクリート擁壁を設置し砕石にて、40cm程度埋戻します。居宅は、木造平屋建、建築面積103.09㎡であります。取水は市営上水道を利用し、汚水は、合併処理浄化槽により処理したのち、申請地、東側に隣接する市道側溝へ放流します。雨水も同様とします。申請地は、拝原最終処分場の北●●に位置する農振農用地指定のない農地、白地であり、農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、農地区分は、第1種農地と判断をされますが、不許可の例外規定の集落接続に該当いたします。</p> <p>番号11です。転用場所は、穴吹町三島字舞中島●●。地目は、田。面積は、439㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は、●●であります。居宅の建築に伴う、所有権移転による転用申請です。造成計画としましては、表土を10センチ程度すき取り、砕石を敷設します。居宅は、木造2階建、建築面積105.48㎡であります。取水は市営上水道を利用し、汚水は、公共下水道施設に接続します。雨水は、集水桝に集め西側に隣接する市道側溝へ放流します。申請地は、三島会館の東●●に位置する農振農用地指定のある農地であります。農振除外がなされております。農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>以上で、「農地法 第5条の規定による許可申請」について説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。番号1は、7番藤本委員お願いします。</p>
7番	<p>7番藤本です。1番の案件について現地確認報告をさせていただきます。</p>

藤本委員	申請地は、昨年9月の総会審議で承認されました農地に隣接する農地でございます。譲受人、利用目的も前回と同じ資材置場であって問題ないかと思われませんが、前回同様、砂利採取し積んだ砂が飛散し、隣接農地に対して、被害防除が図られているか再確認をお願いします。
議 長	番号2・番号3は、6番黒川委員をお願いします。
6番 黒川委員	6番黒川です。4月25日、現地確認いたしました。申請地は、山間部ですが、現地確認に行くと、今回の申請地の近くに、4・5年前に農地転用により転用された太陽光発電施設が建設されております。太陽光発電施設の中は、管理はされているんですが、その周囲は、カズラや雑草・雑木に覆われているような状況となっております。今回の申請地も4・5年もすれば同様の状態となるのが懸念されますことから、何か、このことに対して対応策がないものかと考えますが、委員の皆様にも良い方法やアドバイスがあれば、お教え頂きたいと思っております。
議 長	番号4は、11番蔭山委員をお願いします。
11番 蔭山委員	11番蔭山です。昨日、現地確認いたしました。当該農地は、ここ数年、休耕地となっております。申請地は、譲受人の自宅に隣接しており、今回自宅兼事務所が手狭となったことから、新たに事務所を設けるということで、問題ないと思われまして。また、申請地に隣接する周辺農地も耕作放棄地となっております。周辺農地に与える影響もないと思われまして。以上です。
議 長	番号5は、5番竹田委員をお願いします。
5番 竹田委員	5番竹田です。事務局説明のとおり、こちら追認案件であり、現地は市の観光バス駐車場となっておりますので、特に問題はないと思われまして。
議 長	番号6、番号7は、1番美馬委員をお願いします。
1番 美馬委員	1番美馬です。先ほどの4条の案件と関連する案件でもありまして、進入路と居宅建築を行なうものでございまして、特に問題となるところはございません。以上です。
議 長	番号8は、10番原田委員ですが、欠席ですので事務局より報告を求めます。
事務局長	原田委員より、現地確認を行いました。問題のあるところはありませんでしたとのご報告をいただいております。以上です。
議 長	番号9、番号10は、12番河野委員をお願いします。
12番 河野委員	12番河野です。まず、9番について報告します。申請地の周囲には農地はありません。申請地は、狭い土地でもあり、草も生えている状況にあることから、資材置場として転用されることで、地域に迷惑をかけないように適正に管理してくれると考えます。10番は、申請地の●●住宅があります。●

	●には市道があり、●●住宅があります。申請地の●●農地がありますが、●●所有しているらしく、進入路は、その住宅地より進入路が確保されており、残された農地への影響もないものと思われます。以上です。
議 長	番号11は、8番谷委員お願いします。
8番 谷委員	8番谷です。4月23日、現地確認いたしました。転用に際し問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	ご報告ありがとうございます。これから討議に移らせて頂きたいと思えます。それでは審議を行います。先ほどの黒川委員さんが、現地確認報告を頂いた案件なんですけれども、この点にしまして、黒川委員さんがおっしゃられたように良いお知恵とか、何か良い方法というのは、皆様ございませんでしょうか。
	(12番河野委員 挙手)
議 長	12番河野委員どうぞ。
12番 河野委員	12番河野です。今回の太陽光発電施設は、低圧の太陽光発電施設と思われます。低圧の太陽光というのは、太陽光の施設の中にキュービクルという変圧器が載ってないタイプの太陽光発電施設となります。従って、変圧器に該当するものは、電柱の上にトランスという形で管理するようになります。また、最近では、太陽光パネルは、遠隔監視装置というものがつきまして、私も太陽光発電を一部しておりますが、毎日、遠隔監視装置で今日は何キロワット発電する、今日は何キロワット発電する、もしかしたらパネルが割れているかもわからないという監視を毎日晚に、10分、20分とデータ集めして管理しております。このようなことから、業者も管理はきちっとしてくれるものと思われます。よって、経営が成り立つには、定期点検なり現地に入らなければならないということで、黒川委員さんが懸念するようなことは心配がないと思います。以上です。よろしくをお願いします。
議 長	ありがとうございます。
	(事務局長 挙手)
議 長	事務局長どうぞ。
事務局長	先ほど黒川委員のご報告で、申請地の奥側の太陽光発電施設が、雑草・雑木等の管理が出来ていないという内容のご報告であったかと思いますが、事務局においても、既に転用された太陽光発電施設がどちらの業者さんが施工したのかどうかということは確認出来ておりませんが、まず、一つ言えることは、今回の申請は●●という業者さんが申請するものでございまして、申請に際し、申請者は適切な管理を行いますということでの申請でございますので、過去の転用により太陽光発電施設を施工した業者さんの管理が出来

	ていない話を持ち出して、今回の5条審議とすることは、適切ではないと考えます。また、事務局としましては、委員ご指摘のようなことがないように、適切な施設管理を行うようにお伝えしたいと考えますので、どうぞ、ご理解をお願いします。
議 長	色々なご意見を頂きましたが、黒川委員どうでしょうか。
6 番 黒川委員	ご意見をいただき、色々と勉強になりました。ありがとうございました。
議 長	他の案件で、何かご意見とかご質問ございますか。
	(1 2 番河野委員 挙手)
議 長	1 2 番河野委員どうぞ。
1 2 番 河野委員	度々すみません。簡潔に言います。資材置き場で今回3件の転用申請が出ています。議案書の備考欄を見ていただいたら、現に保有している資材ということで書いていただいております。実際に、ここに置くものを議案書に記載していただけたら、参考になるんじゃないかと思います。以上、よろしくをお願いします。
事務局長	(事務局長 挙手)
議 長	事務局長どうぞ。
事務局長	土地利用計画図を確認いたしましたところ、砂利15tを申請地に置くという事業計画となっております。
議 長	お諮りいたします。番号1から番号11までの11案件について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。
委員一同	(異議無し)
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第15号農地法第5条の規定による許可申請、11案件につきましては、許可相当とすることと決定し、県へ意見書を送付いたします。
議 長	次に、日程第5、議案第16号非農地証明願について、事務局からの説明を求めます。
事務局長	<p>それでは、議案第16号 非農地証明願につきまして説明いたします。議案書8ページをお願いします。</p> <p>番号1です。申請場所は、美馬町字中通●●。地目は、畑。面積は、合わせて、605㎡です。申請者●●より、非農地証明願が提出されました。申請地は、昭和60年に事業用の倉庫が建築されております。申請者の●●が隣接宅地でタケノコやドッグフードの缶詰加工業を営んでいましたが、保管用の倉庫が手狭となったことから、申請地に新たな倉庫が建設されたものです。本年1月、●●から相続により取得した際、農地法の手続きが必要であ</p>

	<p>ることを知り申請に至ったものです。関係書類を基に、4月18日、7番、藤本委員と事務局で現地確認を行ないました。申請農地は、オラレ美馬の南●●に位置する農地です。申請者から提出されました日本地図センター発行の航空写真からも、当時から宅地化されていたことが確認できます。農林課において、農振農用地指定のない白地であることを確認しております。申請地は、非農地証明の許可要件である20年を経過しており、農地への復元が不可能であり、農地行政上、支障がないと認められる土地であると判断されます。</p> <p>非農地証明願につきましては、以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。7番藤本委員お願いします。</p>
7番 藤本委員	<p>はい、7番藤本です。事務局と4月18日、現地確認いたしました。現地は、事務局説明のとおり、鉄骨の倉庫が建っておりまして、農地性はございません。何ら問題はないと思われます。</p>
議 長	<p>ご報告ありがとうございます。それでは、審議を行います。何かご意見ご質疑はございませんでしょうか。</p>
委員一同	<p>(意見無し)</p>
議 長	<p>お諮りいたします。非農地証明願について、ご異議はございませんか。</p>
委員一同	<p>(異議無し)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第16号 非農地証明願については、非農地証明書を発行することと決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第6、議案第17号、令和6年度第1期美馬市農用地利用集積計画書についての審議でございます。それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>先に、お配りしております議案第17号美馬市農用地利用集積計画書の2ページをご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定面積は、21,324㎡。更新の利用権設定面積は、18,582㎡。利用権設定筆数は、44筆。利用権を設定する件数、延べ21件。利用権設定を受ける者・組織は、12件です。</p> <p>以上の計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、各要件を満たしていると判断されます。以上です。</p>
議 長	<p>ご意見ございますか。</p>
委員一同	<p>(意見無し)</p>
議 長	<p>お諮りいたします。それでは、議案第17号 令和6年度第1期美馬市農用地利用集積計画書については、原案どおり決定することとしてよろしいか。</p>

委員一同	(異議無し)
議 長	異議なしと認めます。このことについては、原案どおり決定し、市長へ答申することといたします。
議 長	次に、日程第7議案第18号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について、事務局からの説明を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>議案第18号 令和年度最適化活動の目標の設定等について、ご説明させていただきます。資料は、各委員にお配りしております令和6年度最適化活動の目標の設定等についてご覧ください。</p> <p>農業委員会等に関する法律第37条により、農業委員会は、最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について、公表しなければならないと、規定されておりますことから、令和6年度の最適化活動の目標設定を行うにあたり当委員会の意見を求めるものです。公表の方法としましては、市のホームページでの公表を予定しております。</p> <p>お手元の資料の1ページをご覧ください。</p> <p>I としまして、農業委員会の状況についてですが、ここにある数値は、農林業センサス、農林課の調査・聞き取り、農業委員会調査により数値を出しております。2の農家・農地等の概要の市内の耕地面積欄については、国の令和5年耕地及び作付面積統計に基づき記載しております。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>II 最適化の活動の目標についてです。1の最適化活動の成果目標、(1)農地の集積の現状及び課題については、現在の集積率は、農地面積、1,860ha に対し、257.9ha であることから、13.8%となっています。課題としては、前年計画同様に、農業就業人口の減少、農業従事者の高齢化等によって、耕作放棄地が増加している。また、相続等の諸問題による農地の不在地主も増加している。今後は、担い手農家の確保・育成が急務となっているとしております。②の目標については、昨年度までは、当委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針において、国が定める基準と同様に、令和8年度までに、農地の集積率を80%とする非現実的な高い目標が定められていましたが、本年1月の総会でご審議を頂き、当委員会の指針の見直しを行ないましたことから、今年度の新規集積面積の目標を44.2ha としております。</p> <p>次に、(2)遊休農地の解消、現状及び課題については、昨年度、委員の皆様方に実施頂きました農地利用状況調査において、取りまとめた数値を記</p>

	<p>載しております。課題としては、少子・高齢化による担い手・後継者不足や不在地主の増加などにより、特に、中山間地域等の条件が不利な農地で遊休化が加速して進行しているとしております。こちらも、昨年度計画と同様の内容です。②の目標については、緑区分の遊休農地の解消については、緑区分面積の1/5の面積を記入となっておりますので、59haとしています。黄色区分の遊休農地の解消については、1haとしています。黄色区分解消のための策定方針は、県・市担当部署・県農業開発公社と連携し、基盤整備事業の実施に向け、計画策定を行なっていくとしています。イの新規発生遊休農地の解消については、31haとしております。</p> <p>次に、(3)新規参入の促進についてです。①の現状及び課題は、農林課に聞き取りいたしました実績数値としてしております。課題としては、新規参入者を広く募集するが、農業者の高齢化が進む中、後継者のいない農家世帯が増加していることにより、多くの参入者を募ることは困難である。今後も、このような状況が長期にわたり継続していくことが懸案事項となってくるとしています。②の目標については、これまでの実績数値平均の1割を記入しています。</p> <p>次に、2の最適化活動の活動目標です。こちらは、(1)毎月の活動日数の目標を6日以上といたしました。(2)の強化月間については、本年8月と来年1月を農地の集積の推進、10月を遊休農地の解消の取り組み強化といたしました。(3)新規参入相談会への参加目標につきましては、昨年同様に、本年10月末、アスティとくしまで開催予定の徳島ビジネスチャレンジメッセ2024に参加し、就農相談等を実施する計画としております。</p> <p>議案第18号の説明は、以上でございます。</p>
	<p>それでは、討議を行います。何かご意見ご質疑は、ございませんか。</p>
	<p>(12番河野委員 挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>12番河野委員どうぞ。</p>
<p>12番河野委員</p>	<p>12番河野です。</p> <p>昨年度、私の担当地区で農地を借り受けて耕作されている●●が亡くなりました。このことにより、約1.5haの農地の耕作者が突然いなくなるという事態が発生しました。地主の要望もあり、私や地域の農家みんなで一定面積を預かることになりました。このように大規模経営の現役世代の農家の高齢化により、今後もこのような事態が発生することが予想されます。私たち農業委員は、地域の農地を見守り、次の世代に引き継いでいかなければなりません。日々の活動を通じて、地域の農家や農地の情報を把握しておく必要があります。本年度の最適化活動の目標の設定において、毎月の活動日数の</p>

	<p>目標を6日以上としておりますが、個人的には、少ないようにさえ感じております。また、委員が地域に入り、日々の活動を通じて得た農家や農地の情報は、委員会全体の問題として捉え、情報を共有し、耕作放棄地を発生させない取り組みが必要であると考えます。一番に、地域の問題、次に、委員の問題、そして、委員会全体の問題としての体制づくりをお願いします。</p>
議 長	<p>貴重なご意見ありがとうございました。今後の課題としたいと思います。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。それでは、議案第18号 令和6年度最適化活動の目標の設定等については、原案どおり決定することとして、よろしいか。</p>
委員一同	<p>(異議無し)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、このことについては、原案どおり決定することといたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第8 報告事項 農地法 第18条第6項の規定による通知について、事務局の報告を求めます。</p>
事務局長	<p>農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご報告致します。議案書の9ページをお願いします。</p> <p>本案件につきましては、賃貸人、賃借人、双方の合意のもと、小作権を解約する旨、農業委員会に通知があり、本年4月1月付、受理しております。合意により解約する土地は、脇町字曾江名●●。詳細は記載のとおりです。賃貸人●●、賃借人●●であります。報告は、以上です。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。これをもちまして、令和6年第4回美馬市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

美馬市情報公開条例第7条第1項第1号及び第5号、第6号に基づき、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの、市の機関、国の機関、他の地方公共団体の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、争訟に係る事務に関し、市、国、他の地方公共団体の当事者としての地位を不当に害するおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては非公表とする。